

循環型社会形成に向けた県の取組状況について（目次）

＜計画期間中の重点取組＞

1 重点取組の推進 【環境政策課】	
(1) プラスチック資源循環の推進	1
(2) 食品ロス削減対策の推進	2

＜県の役割・取組＞

2 一般廃棄物の3Rの推進 【環境政策課】	
(1) 県民への普及啓発	3
(2) ごみ減量等に取り組む機会づくり	5
(3) 市町村との連携による3Rの推進	5
(4) 事業所系ごみの発生抑制とリサイクルの促進	6
3 産業廃棄物の3Rの推進について	
(1) 産業廃棄物の3Rの推進【環境保全課】	7
(2) 建設リサイクル関連対策について【整備企画課】	7

4 リサイクル関連産業の振興について	
(1) リサイクル製品の認定、使用の推進について【環境政策課】	9
(2) バイオマス資源を活用した事業化の促進等について【地域産業課】	9
(3) 多様なバイオマスの利活用等について【農林水産政策課】	10
ア アップサイクルビジネス創出事業について【新産業創造課】	10
イ バイオマス資源（稲わら）の利活用について【食の安全・安心推進課】	11
ウ バイオマス資源（施設園芸等）の利活用【農産園芸課】	11
エ ホタテガイ貝殻のリサイクル【水産振興課】	11
オ 施策の効果【ア～エの各課】	12
(4) バイオマス資源（発電・熱利用等）の利活用について【エネルギー開発振興課】	13

5 農林水産公共事業への未利用資源の活用について 【農村整備課】	
(1) 令和5年度取組内容（農林水産公共事業）	13
(2) 施策の効果	14

6 廃棄物の適正処理の推進	
(1) 一般廃棄物の適正処理【環境政策課】	14
(2) 産業廃棄物の適正処理の推進【環境保全課】	14
(3) P C B の適正処理の推進について【環境保全課】	15
(4) 優良産廃処理業者認定状況について【環境保全課】	16
(5) 海岸漂着物等対策【環境政策課】	16

7 不法投棄対策の推進について 【環境保全課】	
(1) 未然防止の取組	17
(2) 早期発見のための取組	18
8 環境教育・環境学習の推進について 【環境政策課】	
(1) 取組概要	18
(2) 令和5年度取組内容	19
9 個別のリサイクル法による取組 【環境政策課】	
(1) 容器包装リサイクルの推進	19
(2) 家電リサイクルの推進	20
(3) パソコンリサイクルの推進	21
(4) 自動車リサイクルの推進	21
(5) 小型家電リサイクルの推進	22
10 災害廃棄物処理対策の推進 【環境政策課】	
(1) 災害廃棄物処理対策	22
(2) 青森県災害廃棄物処理計画	23

循環型社会形成に向けた県の取組状況について

1 重点取組の推進

(1) プラスチック資源循環の推進【環境政策課】

海洋へのプラスチックごみの流出による環境汚染の懸念や、使用済プラスチック等の輸入規制の拡大により、これまで以上に国内資源循環が求められていることを背景に、国では令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、令和2年7月には、全国でレジ袋有料化義務化が開始された。

さらに令和3年6月には、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進するため、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が成立し、令和4年4月1日から施行された。

一方、県では、昨今の国内外のプラスチックごみを取り巻く状況を踏まえ、プラスチックごみ対策に重点的・集中的に取り組むこととし、令和2年5月20日に「あおもりプラごみゼロ宣言」を行い、プラスチックごみの発生抑制、海洋ごみの回収促進及びプラスチックの資源循環の一層の強化を図っている。

ア 県民行動の促進

① レジ袋の無料配布中止の推進

ごみ減量に努める契機とするため、事業者及び協力団体等と協定を締結し、平成20年度からレジ袋の無料配布中止を推進しており、令和3年度までに1,343,439,990枚(岩木山約25個分)のレジ袋が削減された。

※ 国によるレジ袋有料化の実施(令和2年度7月1日～)に伴い、令和4年度分以降のレジ袋の削減実績は集計していない。

※ 今後も協定に基づき、国の有料化の対象外とされたものも含む、全てのレジ袋の無料配布の取り止め及びマイバッグ持参の呼びかけを継続する。

② プラスチックごみの削減等に向けた普及啓発

令和4年度はスーパーや市民センター等に掲示する啓発ポスターを作成・掲示し、プラスチックなどの資源ごみの回収ボックスの適正利用を呼びかけた。

イ 海洋プラスチック対策の推進

① 海岸漂着物等地域対策推進事業費

国の海岸漂着物対策に係る補助制度等を活用して、プラスチックごみを含む海岸漂着物等の回収処理を行う市町村等を支援した。(詳細は16頁6(5)参照。)

② 海洋ごみの発生抑制等

平成9年に制定(平成10年4月施行)した「青森県空き缶等散乱防止条例」に基づき、毎年5月と9月の空き缶等散乱防止月間にポイ捨て防止や海洋ごみの回収・発生抑制を呼びかける広報・啓発を行っている。

令和4年度は、商業施設等へのポスター掲示、バス車体広告や青い森鉄道車内広告を行うほか、プラスチックごみ等の適正分別など3Rの実践を働きかける啓発ブックの作成や啓発イベントの実施など、県民への普及啓発を行った。

令和5年度も引き続き8月から9月を中心に、商業施設等へのポスター掲示、バス車体広告や青い森鉄道車内広告を行うほか、プラスチックごみ等の適正分別など3Rの実践を働きかける啓発ブックの作成や啓発イベントの実施など、県民への普及啓発を行う。

ウ プラスチックの適正処理及び資源循環の取組支援

プラスチックの再資源化等の促進のため、市町村等や処理事業者等が行うプラスチックごみのリユース・リサイクル等の一層の推進に向けた検討や事業化に向けた取組を、先進事例等に関する情報提供等により支援する。

令和4年度は「ごみ処理最適化研修会」を開催し、製品プラスチックの一括回収を始めた仙台市の取組を紹介した。

(2) 食品ロス削減対策の推進【環境政策課】

環境省が公表している日本の食品ロスの発生（令和3年度）は、約523万トンと推計されており、前年比1万トン増加となった。また、令和元年度における組成調査では、青森県の食品廃棄物等の発生量は247千トンであり、うち56.3千トン（全体の22.8%）が食品ロスとなっている。

また、食品ロス削減推進法が令和元年7月に施行されたことを受けて、令和3年3月に策定した「第4次青森県循環型社会形成推進計画」を「青森県食品ロス削減推進計画」としても位置付け、食品ロス削減に取り組んでいる。

ア 県民への普及啓発

本県のごみ減量・リサイクルを推進するためには、生活系可燃ごみの約3割（令和元年度県調査）を占める生ごみの減量と再生利用を促進する必要がある。このため県では、「食材は使いきる」、「料理は食べきる」、「生ごみは水気をきる」の3つの「きる」の実践を促進するとともに、事業系食品ロスを削減するため3010（さんまるいちまる）運動の実践を促進している。

また、令和3年度から消費期限・賞味期限の近い商品を陳列棚の手前から取る「てまえどり」の普及に取り組んでいる。

① 3つの「きる」、3010運動の普及啓発

3つの「きる」のポスター、チラシを作成し広報したほか、食べきり推進オフィス・ショッップ制度や3010運動、12～1月の「料理は食べきる強化月間」をホームページと県広報番組で周知した。

② 「てまえどり」キャンペーン実施等による普及啓発

消費・賞味期限切れによる食品ロス削減に向け、令和4年10月に県内量販店8事業者111店舗で「やってみよう、てまえどり！キャンペーン」を実施し、応募数1,842通の中から、当選者131名に県産品を贈呈した。

令和5年度は実施店舗を拡大し、県内量販店12事業者155店舗で同キャンペーンを実施する。

**イ 食品関連事業者等の取組に対する支援
あおもり食べきり推進オフィス・ショップの認定**

事業所及び商店街の自主的かつ継続的な環境配慮の取組を促進するため、食品ロス削減に向けた普及啓発・工夫、食品廃棄物のリサイクルなどの取組を実践している事業者を「もったいない・あおもり食べきり推進オフィス・ショップ」として認定する。

また、その取組を広く県民等に紹介することにより、「もったいない」を合言葉に県民一丸となって食品ロスの削減などの環境に配慮した取組を促進する。

(令和5年7月30日現在 認定事業者 236事業所)

2 一般廃棄物の3Rの推進【環境政策課】

(1) 県民への普及啓発

ごみはすべての県民が排出者になることから、ごみの減量やリサイクルなど3Rを推進するため、平成20年度から県民総参加の運動として「もったいない・あおもり県民運動」を展開している。また、令和3年度からは「資源をきれいにまわそう」適正分別等推進事業を実施し、各種広報媒体を活用した情報発信や県民等への具体的な取組方法等の普及啓発を行っている。

ア もったいない・あおもり県民運動

① もったいない・あおもり県民運動推進会議・行政部会合同会議の開催

県民運動の一層の取組推進を図るため、関係団体(73団体)で構成する推進会議と市町村・一部事務組合で構成する行政部会の合同会議を令和4年6月28日に開催した。会議では、「もったいない・あおもりアクションプログラム2022」を共有し、県民運動の一層の充実・強化を進めることとした。

② もったいない・あおもり賞等表彰(R4年度)

○内容

青森県循環型社会形成推進功労者等表彰	2個人、1企業、1団体
もったいない・あおもり賞	4事業者、5校
スマートムーブ通勤アワード表彰	3事業所

○日時・場所

令和5年1月25日(水) 青森県庁

イ 古紙リサイクルの推進

令和4年度は以下の取組を実施し、令和5年度も引き続き実施している。

① 古紙リサイクルエコステーションの利用促進

生活系紙ごみのリサイクルを促進するため、スーパーなどの事業者、子供会、町内会、PTAなどの民間団体を対象として、平成21~22年度に実施した古紙の回収施設設置経費に係る補助事業で設置された、古紙リサイクルエコステーションについて、各種広報媒体を活用して利用促進を図った。

(令和5年3月31日現在 県内に45ヶ所57台設置)

【回収実績】

(単位 : kg)

年 度	紙 類	紙パック	合 計
21～29 年度	5, 159, 885	15, 621	5, 175, 506
30 年度	817, 066	1, 860	818, 926
元年度	822, 621	1, 314	823, 935
2 年度	799, 010	2, 505	801, 515
3 年度	509, 824	1, 820	511, 644
4 年度	621, 332	2, 126	623, 458
累 計	8, 729, 738	25, 246	8, 754, 984

また、平成 22 年度から毎年度(株)ユニバースから、「資源ごみ回収ステーション」の設置に対する、レジ袋無料配布中止による収益金の寄付の申出を受けており、令和 4 年度も市町村と調整を行い、民間団体等による「資源ごみ回収ステーション」の設置を促進した。

【令和 4 年度寄付実績】

5 団体・計 998 千円

(平成 22 年度からの累計 : 99 団体・計 15, 768 千円)

② 古紙リサイクルセンターの利用促進

紙ごみや衣類などの再使用・再利用をさらに促進するため、古紙回収業者等の協力により、一般家庭や事業所からの古紙及び衣類をいつでも無料で受け入れることのできる古紙リサイクルセンターを県内 14 箇所に設置しており、各種広報媒体を活用して県民に対して利用促進を図った。

(令和 5 年 3 月 31 日現在 : 青森市 6 箇所、弘前市 3 箇所、十和田市 1 箇所、むつ市 2 箇所、つがる市 1 箇所、鶴田町 1 箇所に設置)

【回収実績】

(単位 : kg)

年 度	段ボール	新 聞	雑誌・雑紙	紙パック	衣 類	合 計
23～29 年度	1, 071, 314	553, 407	1, 044, 201	532	98, 941	2, 768, 427
30 年度	225, 374	125, 152	229, 923	92	36, 322	616, 863
元年度	243, 210	119, 555	237, 657	140	40, 408	640, 970
2 年度	266, 824	119, 180	248, 990	81	36, 441	671, 516
3 年度	266, 069	116, 594	234, 465	64	37, 940	655, 132
4 年度	270, 536	127, 585	251, 801	97	36, 170	686, 189
累 計	2, 343, 359	1, 161, 473	2, 247, 037	1, 006	286, 222	6, 039, 097

ウ 「資源をきれいにまわそうキャンペーン」

- ① リサイクルできる資源は「ごみ」ではなく、「原料」であることを意識してもらい、3 R を推進してもらうため、「資源をきれいにまわそうキャンペーン」を 6 月から 10 月まで展開し、市町村等と連携した重点広報を実施した啓発ポスター、資源回収拠点用掲示パネルの配布や雑紙回収袋の作成・配布等するなど。
- ② 学童期からの 3 R 意識の醸成を図るため、県内小学校の協力を得て、小学生向けの

4種類の3R実践行動を記載した3Rチャレンジブックを作成・配布し、11月に表彰式（知事出席）を開催した。（令和4年度協力校：県内全小学校、実施結果報告校：116校、優秀校（表彰校）20校）

- ③ 令和5年度は昨年度に引き続き花王株式会社と共同で3Rについて学んでもらうイベントを開催する。

開催日：令和5年9月2日（土）、3日（日）（五所川原市 ELM）

令和5年9月16日（土）（八戸市 八戸ショッピングセンターラピア）

令和5年10月21日（土）、22日（日）（青森市 サンロード青森）

- ④ 県民向け3R実践ガイドブックや県内大学生の協力を得て、学生向け3R実践ガイドブックを作成、配布する。

（2）ごみ減量等に取り組む機会づくり

ア あおもりECOにこオフィス・ショップ

「持続可能な低炭素・循環型社会」の形成に向けて、事業者及び商店街による自主的かつ継続的な環境配慮の取組を促進するため、地球温暖化対策、廃棄物の減量化・リサイクルの推進等環境に配慮した取組を実践している事業者を「もったいない・あおもりECOにこオフィス・ショップ」として認定する。

また、その取組を広く県民等に紹介することにより、「もったいない」を合言葉に県民一丸となって省エネルギー・ごみの減量、リサイクルなど環境に配慮した取組を促進する。

（令和5年3月31日現在 認定事業者1,306件）

（3）市町村との連携による3Rの推進

ア 市町村の「ごみ処理最適化」の推進

① 3R地域推進連携会議

民間事業者と行政等が連携して、各地域におけるごみ減量や、資源物の効果的・効率的な回収方法等を検討する「3R推進地域連携会議」を県内6ヶ所で開催した。

（県内市町村の一般廃棄物処理の状況は資料1別紙参照）

② ごみ処理最適化研修会

他県先進自治体によるごみ減量化施策の紹介や県内自治体の取組事例を共有し、市町村における今後のごみ減量化施策立案の参考とするため、市町村職員を対象として実施した。

開催日：令和5年2月10日（金）（対面・オンライン併用）

内容：仙台市環境局廃棄物事業部長沼田和之氏による講演「製品プラスチック一括回収・リサイクルの取り組み等について」及び八戸市、十和田市による報告

③ 衣類のリユース・リサイクルの推進

衣類のリユース・リサイクルは可燃ごみの減量化につながることから、市町村等による衣類回収が県内全域に広がるよう、補助事業等の実施やワーキング会議等の機会に取組を促し、令和2年度末現在、実施市町村が27市町村にまで拡大した。

また、平成27年度からは、県内14箇所の古紙リサイクルセンターでも衣類回収を

実施しており、回収量は年々増加している。

【回収実績】 (単位 : kg)

年 度	市町村	実施市町村	リサイクルセンター	合 計
26～29 年度	1,327,119	41	95,641	1,422,760
30 年度	455,372	26	36,322	491,694
元年度	505,701	27	40,408	546,109
2 年度	346,246	27	36,441	382,687
3 年度	432,619	27	37,940	470,559
4 年度	487,970	27	36,170	524,140
累 計	3,555,027	—	282,922	3,837,949

(4) 事業所系ごみの発生抑制とリサイクルの促進

ア 事業者の適正分別の推進

- ① 適正分別実施のための事業者向け「資源をきれいにまわす」ガイドブックの配布等を行った。
- ② ナッジの理論を利用した「サンキューカード」を作成・配布した。

イ 事業者訪問

市町村と合同で事業所（4 事業所）への個別訪問を実施し、3R の取組実践の助言、働きかけを行った。

ウ オフィス町内会の利用促進

平成 21 年度から、事業系古紙のリサイクルを推進し、事業系ごみの排出量を削減することを目的に、古紙回収業者と連携し、無料で効率的に古紙回収を行う「オフィス町内会」のネットワークづくりを推進している。令和 4 年度も各種広報媒体を活用して、青森、弘前、西北五、十和田の 4 オフィス町内会への加盟促進及び利用促進を図っており、令和 5 年度も継続して実施する。

【会員数（令和 5 年 3 月 31 日現在】

青森	： 226 事業所	（前年度同期比 増減なし）
弘前地区	： 535 事業所	（前年度同期比 10 事業所増）
西北五	： 89 事業所	（前年度同期比 3 事業所増）
十和田地区	： 139 事業所	（前年度同期比 増減なし）
合計	： 989 事業所	（前年度同期比 13 事業所増）

【回収実績】

(単位 : kg)

年 度	青森	弘前地区	西北五	十和田地区	合 計
21～29 年度	1,795,710	1,714,267	287,114	1,061,201	4,858,292
30 年度	231,353	556,852	63,449	237,140	1,088,794
元年度	235,842	621,940	67,851	243,645	1,169,278
2 年度	240,414	760,104	62,045	219,451	1,282,014
3 年度	237,624	772,811	63,838	221,941	1,296,214
4 年度	236,263	721,600	77,530	231,484	1,266,877
累 計	2,977,206	5,147,574	621,827	2,214,862	10,961,469

3 産業廃棄物の 3R の推進について

(1) 産業廃棄物の 3R の推進【環境保全課】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により、その事業活動に伴い多量の(特別管理)産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者として政令で定める事業者(多量排出事業者)は、当該事業場に係る(特別管理)産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画及びその処理計画の実施の状況について都道府県知事等へ報告が義務付けられている。

また、都道府県知事等は、事業者から報告された内容について、事業者の自主的な排出抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量化への取組を促進するため、同法に基づきインターネット上に公表している。

多量排出事業者の再生利用状況 (単位 : t)

区分		排出量	自ら直接再生利用した量	自ら中間処理した後再生利用した量	再生利用業者への委託量
R2 年度	産廃	2,989,500	78,970	253,801	697,209
	特管産廃	10,794	281	0	7,636
R 元年度	産廃	3,121,229	48,204	273,274	661,886
	特管産廃	13,115	281	0	4,873

(青森市及び八戸市所管分を含む。)

(2) 建設リサイクル関連対策について【整備企画課】

令和 2 年 9 月に「建設リサイクル推進計画 2020 (国土交通省)」が策定されたため、当該計画との整合を図り、施策や計画期間等の見直しを行った上で「青森県建設リサイクル推進行動計画」の改定を行った。(令和 3 年 3 月改正)

【参考】青森県建設リサイクル推進行動計画（令和3年3月改正）の達成基準（%）

		実績値 H26年度	実績値 H30年度	達成基準値 R6度
建設廃棄物	再資源化・縮減率	96.4	98.8	99%以上
アスファルト塊	再資源化率	99.0	100.0	99%以上
コンクリート塊	再資源化率	99.3	99.9	99%以上
建設汚泥	再資源化・縮減率	43.4	95.5	90%以上
建設混合廃棄物	再資源化・縮減率	28.0	56.3	—
建設発生木材	再資源化・縮減率	92.9	97.0	97%以上
建設発生土	有効利用率	59.9	73.1	80%以上

※ 再資源化・縮減率：廃棄物を再資源化又は焼却・乾燥等による縮減を行った割合

ア 建設副産物情報交換システム等の活用

① 建設副産物情報交換システム

各種事業主体の工事情報や、再生資源化施設等の処理施設情報を一元的に管理運用するもので、工事発注者、排出事業者及び処理事業者間の情報交換により、建設副産物の需給の可視化、適正処理及び再資源化の推進を図る。

また、建設リサイクルを推進するうえで建設副産物の発生に関する情報共有が欠かせないことから、（一財）日本建設情報総合センターが運営する建設副産物情報交換システムを利用した情報交換が必要であり、本システムを未利用の県内各市町村にも利用を呼びかける等、建設リサイクルの更なる推進に努める。

② 建設発生土の官民有効利用マッチング

公共工事及び民間工事に伴う建設発生土の有効利用・適正処理の促進強化を図るために、官民一体となった建設発生土の相互有効利用のマッチングに必要となる情報提供を行う。

また、現場巡回の充実及び環境部局との更なる連携強化を図り、適正な分別解体が実施されるよう努める。

③ 伐木・抜根材発生情報提供システム

工事に伴い発生する伐木・抜根材の発生情報を青森県庁ホームページで公表し、一般の希望者へ提供することで有効利用を図る。

建設業や解体工事業関係者に対し、建設リサイクル法関係の手続きなど建設副産物のおける適正な取扱いについて、引き続き青森県庁ホームページへの掲載や各種会議等を通じて周知を図る

イ 建設リサイクル法に基づく合同パトロールの実施

適正な分別解体の実施の推進を図るため、環境部局や青森労働局、青森県産業資源循環協会との合同パトロールを実施する。

例年、6月及び10月を強化月間としており、直近では令和5年6月に届出済工事のうち47工事を対象にパトロールを実施した。

ウ 建設副産物に関する広報活動

建設リサイクル法の概要等を青森県庁ホームページへ掲載する。

4 リサイクル関連産業の振興について

平成 17 年 3 月に制定した「青森県リサイクル製品の認定及び使用の推進に関する条例」(17 年 9 月施行) に基づき、資源の循環的な利用と廃棄物の減量を促進するとともに、リサイクル産業の育成を図るため、一定の要件に適合するリサイクル製品を知事が認定し、認定リサイクル製品の使用を推進している。

認定数：令和 4 年度上半期 3 製品（新規 1、更新 2）
下半期 28 製品（新規 1、更新 27）
累計 364 製品（令和 5 年 4 月現在）

（1）リサイクル製品の認定、使用の推進について【環境政策課】

ア リサイクル製品認定事業

製品募集：年 2 回（5 月、11 月）

審査：学識経験者等で構成するリサイクル製品認定審査会における意見聴取等により審査。

イ リサイクル産業支援セミナー

循環型社会の形成に向け、県内のリサイクル産業の育成・振興を図るため、「リサイクル産業支援セミナー」を開催。（令和 5 年も継続して開催予定）

ウ 施策の効果

リサイクル製品認定制度開始後、認定製品数は順調に増加しており、廃棄物の減量化及びリサイクルの推進につながっている。

なお、県の行う工事又は物品の調達における使用の推進を図るため、「青森県認定リサイクル製品優先使用指針」を策定し、平成 20 年 4 月から運用を開始している。

（2）バイオマス資源を活用した事業化の促進等について【地域産業課】

平成 18 年 3 月に策定した「あおもり農工ベストミックス新産業創出構想」に基づき、地域に根差した技術を活用した農工の連携・融合等による新産業の創出・育成を通じ、本県の産業の活性化、県土の均衡ある発展を図る。

ア 令和 4 年度取組内容

① バイオマスを含む地域資源を活用したビジネスに取り組む際に生じる課題等に対して、専門的な知見を有する専門家を派遣する。

② 「新事業展開等促進補助事業」による助成

（公財）21 あおもり産業総合支援センターで実施。創業や経営革新等に必要な新商品・新技術・新役務（サービス）の開発及び販路拡大などの新たな取組に対する補助。県の推進する重点分野の一つである農工ベストミックス型産業（農商工連携による商品開発等）については、補助率を嵩上げ。

イ 施策の効果

バイオマス関連産業の創出は、本県が有する豊富な地域資源の有効活用という観点からも極めて重要であると考えられることから、今後も引き続き、（公財）21 あおもり産業総合支援センターや（地独）青森県産業技術センターをはじめとする関係機関と連携しながら、バイオマスを活用した新たな事業化の促進に取り組んでいく。

(3) 多様なバイオマスの利活用等について【農林水産政策課】

本県は、農林水産業が基幹産業となっており、稻わらやりんご剪定枝、家畜排せつ物、間伐材、ホタテガイ貝殻など、県内農林水産業で発生する多様なバイオマスの利活用を推進するため、以下のとおり種別ごとの具体的な目標を設定し、利用率の向上を図っている。

＜バイオマス利用率の現状と目標＞ (単位 : t, %)

	基準	現状	目標 (令和7年度)
	利用率(年度)	利用率(年度)	利用率
稻わら	98.9 (R1)	99.0 (R4)	100.0
もみ殻	96.7 (H30)	99.1 (R3)	100.0
りんご剪定枝	70.1 (R1)	70.3 (R4)	73.0
りんご搾りかす	93.2 (R1)	90.2 (R4)	100.0
間伐材	51.1 (H30)	49.5 (R4)	57.0
製材残材	100.0 (H30)	100.0 (R4)	100.0
ホタテガイ貝殻	59.2 (H30)	174.8 (R3)	80.0
家畜排せつ物	100.0 (H30)	100.0 (R4)	100.0
農業集落排水汚泥	70.1 (R1)	69.9 (R4)	71.0

※基準及び目標の値は第4次青森県循環型社会形成推進計画に基づく。

令和5年度取組内容

バイオマス資源の利用率向上に向け、市町村や民間事業者等のバイオマス活用に向けた取組を支援するとともに、各バイオマス資源の利活用について以下のとおり取り組んだ。

ア アップサイクルビジネス創出事業について【新産業創造課】

本県由来の未利用資源を活用した新たなビジネスの創出を図るため、产学研官で構成する「アップサイクルフォーラム」を設立し、事業化に向けた情報共有やネットワークを形成するほか、実証事業の成果普及等を通じて、県内企業による新たな事業展開を促進する。

- 取組内容
- ① フォーラムの運営
 - ② 事業可能性調査の実施
 - ③ 首都圏プロモーションの実施

イ バイオマス資源（稻わら）の利活用について【食の安全・安心推進課】

「日本一健康な土づくり運動」に基づき、稻わらの水田へのすき込みによる土づくりを推進するとともに、平成22年の「青森県稻わらの有効利用の促進及び焼却防止に関する条例」制定を受け、県産稻わらの有効利用促進に向けて県内畜産農家等の実需者とのマッチングに取り組んできた。

国内では、中国産稻わらが流通している一方で、安全で良質な国産稻わらに対するニーズが高いことから、県内の稻わらロールの高品質化や稻わら収集事業者の育成・確保が求められている。

取組内容〈あおもり型稻わら有効利用促進事業〉

- ① 「稻わら収集技術体系マニュアル」を活用した、既存の収集事業者の育成及び新たに収集に取り組む事業者の確保・育成
- ② 稻わら焼却防止と有効利用に向けた啓発・指導
- ③ 稻わらの広域的な流通促進マッチング支援

ウ バイオマス資源（施設園芸等）の利活用【農産園芸課】

冬期間の施設の利用拡大と農業所得の向上を図るため、冬の農業の生産拡大を図ってきたが、近年、燃油価格の大幅な変動や生産資材の価格上昇などにより、加温による施設栽培の面積は徐々に減少している。

取組内容

- ① あおもり冬の農業収益力向上対策事業（うち、ハウスの省エネ資材・設備の展示・PR）

（地独）青森県産業技術センター農林総合研究所の参観デー及び同センター野菜研究所の公開デーにおいて、農業者に石油に代わる地域エネルギーを活用した暖房機器等を展示・PRすることによって、生産者の施設等への導入に関する意識啓発を図る。

事業の実施状況

期日	会場	展示内容
令和4年 9月6日、7日	（地独）青森県産業技術センター 農林総合研究所	木質ペレットストーブ等
令和5年 9月8日	（地独）青森県産業技術センター 野菜研究所	木質ペレットストーブ等

- ② 産地生産基盤パワーアップ事業費補助（国庫　ハード事業）

地域の営農戦略に基づいて実施する、産地の高収益化に向けた農業機械や資材等の導入を支援する。

取組主体	事業内容	補助率
地域農業再生協議会等が作成する「産地パワーアップ計画」に参加する農業者、農業者団体等	パイプハウス等へのヒートポンプ、木質バイオマスボイラ等の化石燃料を使用しない加温機や循環扇等の内部設備のリース導入支援	1/2以内

エ ホタテガイ貝殻のリサイクル【水産振興課】

近年、ホタテガイ貝殻は、3万7,000トン～4万7,000トン前後発生し、このうち、年間2万3,000トン～6万3,000トン前後が暗きよ資材、土壤改良材、カキ養殖用採苗器、貝殻粉末製品等として活用されており、リサイクル率は3年平均で101.9%となっている。

＜ホタテ貝殻リサイクルの現状＞ (数量単位:トン、%)

項目＼年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	3ヶ年平均
カキ養殖用採苗器	1,835	1,937	1,472	1,748
暗きよ資材	12,330	29,622	57,759	33,237
土壤改良材	4,224	2,873	955	2,684
漁場造成	186	131	1,473	597
貝殻粉末製品	1,192	1,057	1,181	1,143
その他	3,803	215	1,011	1,676
合計(a)	23,570	35,835	63,850	41,085
貝殻発生量※1(b)	46,596	37,833	36,526	40,318
リサイクル率※2(%)	50.6	94.7	174.8	101.9

※1 貝殻発生量は、ホタテガイ生産量 × 0.5

※2 リサイクル率 (a)/(b) × 100

※3 リサイクルには当該年度以前の貝殻が利用されていることもある。リサイクル率については、当該年度の貝殻発生量をベースに算出、100%を超えることがある。

取組内容

- ① 県内のほたて加工業者及び貝殻処理組合への貝殻利用実績の把握
- ② 貝殻の入手先等に関する問い合わせに対する情報提供

オ 施策の効果

① 市町村の取組状況等【農林水産政策課】

- ・これまでの施策により、バイオマスの活用に向けた意識が向上し、12 の市町村がバイオマスタウン構想を策定した。
- ・平成 28 年 10 月に平川市が、平成 29 年 10 月に西目屋村が、国のバイオマス産業都市構想に認定されるなど、市町村が独自に、地域の特色を生かしたバイオマス産業を軸とした、エネルギー循環型のまちづくりに取り組んでいる。

② バイオマス資源（稻わら）の利活用等【食の安全・安心推進課】

令和 3 年 2 月に作成した「稻わら収集作業・技術体系マニュアル」を活用することで、新たに稻わら収集に取り組む事業者が増加したほか、収集事業者の技術向上が図られた。また、高品質な稻わらロールの生産量及び畜産業者との取引数量が増加し、稻わらの広域的な流通と有効利用の促進が図られた。

一方、稻わらの焼却が依然として一部地域で行われていることから、引き続き、稻わらの利活用に向けて取り組む必要がある。

③ バイオマス資源（施設園芸等）の利活用【農産園芸課】

石油に代わる地域エネルギーの活用を推進した結果、野菜栽培においてバイオマスエネルギーを導入する事例もみられているが、設備が高額であることから導入が進んでいない。

このため、今後、バイオマスの利活用に向けては、引き続き、補助事業の活用のほか、高収益品目の導入推進が必要である。

④ ホタテガイ貝殻のリサイクル【水産振興課】

暗きよ資材や土壤改良材は、利用量が多い一方で年変動が大きく、全体の利用率に影響している。

また、ホタテガイは、近年は減少傾向にあるものの中国や香港などのアジアへの輸出量が多く（令和元年：15,849トン、令和2年：6,739トン、令和3年：3,712トン）、貝殻付きで輸出されているものもあることから、海外へ移出する貝殻も相当量あるものと考えられる。

(4) バイオマス資源（発電・熱利用等）の利活用について【エネルギー開発振興課】

バイオマス発電については、平成24年7月のFIT（再生可能エネルギー固定価格買取）制度導入以後、大規模な商用設備が導入されるなど、県内における取組が進展してきている。

【参考】バイオマス発電に係る県内のFIT導入状況（資源エネルギー庁公表データ）

単位：kW

年月	バイオマス発電設備（バイオマス比率考慮あり）					計	
	メタン発酵 ガス	未利用木質		一般木質・ 農作物残さ	建設廃材		
		2,000kW未満	2,000kW以上				
H27.3(2015)	0	0	0	0	0	6,624	
H28.3(2016)	210	0	6,250	0	0	6,624	
H29.3(2017)	960	0	6,250	0	0	6,624	
H30.3(2018)	960	0	6,250	12,400	0	6,624	
H31.3(2019)	980	0	6,250	12,400	0	6,657	
R2.3(2020)	980	0	6,250	87,349	0	6,657	
R3.3(2021)	1,580	0	6,250	87,349	0	6,657	
R4.3(2022)	1,580	0	6,250	87,349	0	6,657	
R5.3(2023)	1,580	0	6,560	87,350	0	6,657	
						102,147	

※ 2023はR4.9末現在の数値。R5.3時点の数値未公表。

5 農林水産公共事業への未利用資源の活用について【農村整備課】

農林水産部の公共事業への未利用資源（ホタテ貝殻、間伐材等）の活用に当たっては、経済性や地域の要望等を考慮の上、可能な限り多くの事業実施地区において取り組むこととしている。

(1) 令和5年度取組内容（農林水産公共事業）

ア 事業の概要

- 農林水産業の生産基盤や農山漁村の生活環境などの整備を行う公共事業全般（例えば、ほ場整備、草地整備、水源林造成、藻場造成など）

イ 事業の実施状況

- ほ場整備事業等の暗渠排水資材にホタテ貝殻を活用
事業主体：青森県（3地区）
- ほ場整備事業等の工事看板に間伐材を活用

- 事業主体：青森県（6 地区）
 - ・防災ダム事業で転落防止柵に間伐材を活用
- 事業主体：青森県（1 地区）
 - ・復旧治山事業等の残存型枠等として間伐材を活用
- 事業主体：青森県（3 地区）
 - ・海岸防災林造成事業の静砂垣工・防風工等に間伐材を活用
- 事業実施主体：青森県（3 地区）
 - ・水產生産事業等の工事看板・漁礁に間伐材を活用
- 事業主体：青森県（25 地区）

（2）施策の効果

農林水産部の公共事業における未利用資源の利用促進を通して、農業・林業・水産業の各分野が連携することで、環境と調和し、持続可能な循環型の農林水産業に向けた取組が広がる。

6 廃棄物の適正処理の推進

（1）一般廃棄物の適正処理【環境政策課】

県は、市町村が取り組む一般廃棄物に関する施策について、各市町村や一部事務組合と連携・協力して推進している。

また、県内全域にわたり一般廃棄物の循環利用と適正処理を推進するため、各市町村等の実情を考慮しながら、市町村等間の必要な調整を行っている。

さらに、市町村等が一般廃棄物処理施設の整備等を行う場合には、必要な情報の提供や技術的支援・指導を行うとともに、市町村等が行うごみ処理の広域化・集約化の推進に関する検討を支援している。詳細は2（3）を参照。

（2）産業廃棄物の適正処理の推進【環境保全課】

産業廃棄物処理業者等への立入検査・指導状況について、産業廃棄物の適正処理を推進するため、産業廃棄物処理業者、産業廃棄物処理施設及び排出事業者に対して立入検査等を実施している。

主な不適正事項は、帳簿の不備や施設の維持管理が不適切なケース等で、指導に従い是正がなされない場合は、改善命令や措置命令等の行政命令、産業廃棄物処理業の許可取消しや事業の停止等の行政処分を行っている。

また、毎年度、県内各地で、排出事業者等を対象とした廃棄物処理法に関する説明会を開催し、知識の普及等に努めている。

なお、立入検査の実施状況及び説明会の開催状況は下表のとおりである。

産業廃棄物処理施設等立入検査状況（R4年度）

年度	検査対象	立入検査 件 数	指導 件 数	措置状況		
				行政処分	行政命令	その他
R4年度	産業廃棄物処理業者	342	133	0	0	133
	産業廃棄物処理施設	207	25	0	0	25
	産業廃棄物排出事業所	964	469	0	0	469
	計	1,513	627	0	0	627
R3年度	産業廃棄物処理業者	354	140	2	0	138
	産業廃棄物処理施設	234	30	0	0	30
	産業廃棄物排出事業所	971	368	0	0	368
	計	1,559	538	2	0	536

(青森市及び八戸市所管分を含む。)

廃棄物処理法説明会の開催状況 (単位：人)

開催地	R3参加人数	R4参加人数
青森会場	133	126
弘前会場	96	92
八戸会場	142	112
五所川原会場	78	68
十和田会場	121	91
むつ会場	49	32
計	619	521

（3）P C Bの適正処理の推進について【環境保全課】

ア P C B廃棄物処理対策

P C B廃棄物の適正処理については、青森県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画(平成18年5月策定、平成29年10月変更)に基づき、毎年度処理実施計画を定め、計画的に処理を推進している。

イ P C B廃棄物保管事業者等への立入検査・指導

P C B廃棄物等については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（P C B特別措置法）に基づく立入検査を計画的に実施しているところであります、P C B廃棄物の保管状況等を把握するとともに、確実かつ適正な処理について指導している。

低濃度P C B廃棄物の期限内処分に向け、県では「低濃度P C B早期処理促進事業」として、P C B専門員の配置による立入検査、各種広報媒体を活用した事業者等への周知などの取組を実施している。

P C B 廃棄物保管届出及び立入検査状況

年度	届出件数				立入検査 件数
	保管及び処分	保管事業場変更	処分終了又は 廃棄終了	承継	
R 4 年度	533	5	201	0	738
R 3 年度	492	19	210	0	419

(青森市及び八戸市所管分を除く。)

(4) 優良産廃処理業者認定状況について【環境保全課】

優良産廃処理業者認定制度は、通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした優良な産業廃棄物処理業者を都道府県知事等が審査し、認定する制度であり、優良な産業廃棄物処理業者への優遇措置や排出事業者が優良な産業廃棄物処理業者を選択しやすい環境の整備を通じて、産業廃棄物処理業全体の優良化を図るとともに、産業廃棄物の適正処理を積極的に推進することを目的としている。

優良産廃処理業者の認定状況

認定年度	認定件数
R 4	60
R 3	58

(青森市及び八戸市所管分を含む。)

(5) 海岸漂着物等対策【環境政策課】

ア 取組概要

近年、外国由来のものを含む漂流・漂着ごみによる、海岸機能の低下や生態系を含めた環境・景観の悪化、船舶の安全航行の確保や漁業への被害などが深刻化しており、大量の漂着物の処理が大きな課題となっていたことから、国では平成21年7月に海岸漂着物処理推進法を施行し、国や県など各関係主体の役割や処理責任を明示するとともに、漂着ごみの処理に必要な財源措置を国が行うこととした。

本県においても、漂着ごみの回収や処理が課題となっていたことから、有識者、民間団体、行政機関で構成する「青森県海岸漂着物等対策推進協議会」を設置するとともに、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため、「青森県海岸漂着物対策推進地域計画」を平成23年3月に策定（令和5年3月に変更）した。

県では、海岸漂着物対策を重点的に推進する区域や関係者の役割分担及び相互協力に関する事項など、地域の海岸漂着物対策の基本的な方向を定めた同計画に基づき、国による財源措置を活用して県及び市町村の管理区域における海岸漂着物等の回収・処理事業を実施している。

令和4年度は以下の取組を実施した。

① 海洋ごみの発生抑制に係る啓発

海洋ごみ発生の原因の一つは空き缶、ペットボトル等のポイ捨てであることから、ポイ捨て防止に向けた県民意識の醸成のため、海洋ごみの発生抑制に係る啓発として、ポスターの作成・掲示、バス車体及び青い森鉄道中吊り広告等を行った。

② 青森県海岸漂着物対策推進協議会の開催

海岸漂着物等の円滑な処理とその発生抑制を図るため、同協議会を開催し、関係者間で取組状況を確認するとともに次年度の対応等を協議した。

③ 海岸漂着物等及び漂流・海底ごみの回収・処理

海岸漂着物等の回収・処理を行う 20 市町村に対して補助金を交付した。

【交付市町村】

青森市、八戸市、五所川原市、むつ市、つがる市、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町、鰺ヶ沢町、深浦町、中泊町、野辺地町、横浜町、おいらせ町、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、階上町

【補助率】

県管理海岸：10/10

市町村管理海岸：過疎地域等 8/10、その他の地域 7/10

※ なお、朝鮮半島からのものと思料される漂着船の処理については、平成 29 年度から国の補助率が 9/10 にかさ上げされており、地方負担分に対する特別交付税措置の割合も 8 割から 10 割に引き上げられた。

イ 令和 5 年度取組内容

令和 4 年度に引き続き、以下の取組を実施する。

① 海洋ごみの発生抑制対策

ポスターの作成、掲示、バス車体及び青い森鉄道中吊り広告、県広報番組（ラジオ等）での広報

② 青森県海岸漂着物対策推進協議会の開催

③ 海岸漂着物等及び漂流・海底ごみの回収・処理

【補助金交付予定市町村（20 市町村）】

青森市、八戸市、五所川原市、むつ市、つがる市、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町、鰺ヶ沢町、深浦町、中泊町、野辺地町、横浜町、おいらせ町、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、階上町

④ 漂着ごみ組成調査の実施（深浦町、東通村）

7 不法投棄対策の推進について【環境保全課】

産業廃棄物の不法投棄等の対策については、未然防止と早期発見・早期解決が重要であり、県では、市町村や関係機関と連携・協力しながら、各種の取組を実施している。

（1）未然防止の取組

県民や事業者を対象に、不法投棄防止撤去推進キャンペーンの実施や廃棄物の適正処理に関する説明会の開催、ラジオ広報などにより意識啓発を図っている。また、産業廃棄物の不法投棄の多くが建設・解体工事に伴い排出される建設系廃棄物であることを踏まえ、平成 29 年 4 月から、建設・解体工事の元請業者に対し、産業廃棄物処分業者への引渡しに係る報告を求める、建設資材廃棄物の引渡完了報告制度を運用している。

さらに、平成 30 年 12 月、県、青森市、弘前市、八戸市及び民間団体とで構成される青森県建設系廃棄物適正処理推進会議により、建設系廃棄物の発生から処理までの各段階における、建設・解体工事の発注者、元請業者、産業廃棄物処理業者、行政、県民の各主体が

取り組むべき事項を明確化した、青森県建設系廃棄物適正処理推進行動指針を策定し、関係業界や行政等が連携して取組を進めている。

(2) 早期発見のための取組

平日の巡回監視に加えて、休日や早朝・夜間のパトロールを行っているほか、警察や国土交通省と連携した廃棄物積載車両の点検、県が保有するドローン及び警察や海上保安庁と連携したヘリコプターによる上空からの監視、不法投棄の多発地域への監視カメラの設置を行っている。また、市町村に不法投棄監視員計69名を配置して、地域に密着したきめ細やかな監視を実施している。

県としては、これらの取組を着実に進めることにより、不法投棄等の未然防止と早期発見、早期解決に努めていく。

8 環境教育・環境学習の推進について【環境政策課】

(1) 取組概要

令和4年度は以下の取組を実施した。

① 環境出前講座

次代を担う子どもたちが、ごみの減量、リサイクル、省エネ型のライフスタイルについて学び、自ら環境配慮行動ができる人財の育成を推進するため、県では環境出前講座の担い手として育成した「環境教育専門員」と地域の環境NPOとの協働により、環境出前講座を実施している。

令和4年度は、小学校49校において、延べ99回開催し、2,111人の児童が受講した。

② 大学との連携による環境人財の育成

青森大学、弘前大学及び八戸工業大学に、「環境+経済+社会」思考に基づく地域課題解決型授業等による人財の育成事業を委託し、環境関連講義や現地調査、ワーキングショップ等の実施を通じて、大学を拠点とした、SDGsの考え方や将来の脱炭素社会の視点を有する人財の育成に取り組んだ。

③ こどもエコクラブの活動支援等

こどもエコクラブは、各地域の子どもたちが、自主的に環境学習や実践活動を行うものであり、令和4年度は全国で約9万人、青森県内では25クラブ、1,229人の子どもたちがこどもエコクラブ会員として活動した。

また、全国コンクールへの応募作品取りまとめやイベント等でこどもエコクラブの周知を図った。

④ 地域資源を活用した体験型の環境教育の促進

「体験の機会の場」の認定制度の普及啓発を図るため、各種イベントでのチラシ配布や県ホームページで周知を図った。

⑤ 既存プログラムの活用促進

環境問題に対する「気付き」と環境配慮行動の「実践」を促す環境教育・環境学習の機会の教材として、幼児及び児童を対象としたDVD紙芝居「環境戦士カンキヨマン」や、イベントや研修会などで活用できる環境教育プログラムツール「青森もりもりエコラボ」の無償貸出を実施している。

⑥ 環境情報の提供

環境問題や施策に関する情報、エコ・ライフに関する情報、環境教育・環境学習に関する情報などを広く県民に提供するため、平成11年9月からあおもり環境ホームページ「エコ・ナビ・あおもり」を開設し、運営している。

また、県民、環境保全団体及び事業者等と行政との情報共有を促進するとともに、環境配慮行動を促進するため、青森県地球温暖化防止活動推進センターと連携し、「あおもり脱炭素チャレンジメールマガジン」を月1回発行・配信している。

(2) 令和5年度取組内容

① 環境出前講座

環境教育専門員、県内3地区の環境NPO、県の3者の協働により、県内の小学校で環境出前講座を実施する。

② 大学との連携による環境人財の育成

青森大学、弘前大学及び八戸工業大学に、「環境+経済+社会」思考に基づく地域課題解決型授業等による人財の育成事業を委託し、環境関連講義や現地調査、ワーキングショップ等の実施を通じて、大学を拠点とした、SDGsの考え方や将来の脱炭素社会の視点を有する人財の育成を推進する。

③ こどもエコクラブの活動支援等

こどもエコクラブの活動を支援するため、県内のこどもエコクラブに対し、こどもエコクラブ全国事務局が実施している全国エコ活コンクールの壁新聞・絵日記の作品募集、こどもエコクラブ全国フェスティバルなどの情報提供を行う。

④ 地域資源を活用した体験型の環境教育の促進

「体験の機会の場」の認定制度の普及啓発を図るため、各種イベントでのチラシ配布や県ホームページで周知を図る。

⑤ 既存プログラムの活用促進

環境教育・環境学習の機会の教材として、DVD紙芝居「環境戦士カンキョマン」や環境教育プログラムツール「青森もりもりエコラボ」の無償貸出を行う。

⑥ 環境情報の提供

あおもり環境ホームページ「エコ・ナビ・あおもり」の開設・運営及び「あおもり脱炭素チャレンジメールマガジン」の月1回の発行・配信を行う。

9 個別のリサイクル法による取組【環境政策課】

令和4年度は以下のとおり取組を実施し、令和5年度も継続して実施する。

(1) 容器包装リサイクルの推進

平成7年6月に「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（容器包装リサイクル法）が施行された（完全施行は平成12年4月）。

同法に基づき、令和元年6月に県内全市町村において令和2年度からの5年間を期間とした「第九期分別収集促進計画」が策定され、県においても市町村の計画を集約し、県全体の容器包装廃棄物の排出量、収集量、分別収集の促進等に関する県の基本的方向を示す

「第九期青森県分別収集促進計画」を同年8月に策定した。県はこの計画に基づき市町村における分別収集体制の整備について助言を行うなど、分別収集品目の拡大やリサイクル率の向上を図っている。

令和4年度の分別収集実績は約25,863トンと、「第九期分別収集促進計画」の計画収集量24,920トンの約103.8%となっている。

なお、ガラス類、ペットボトル、スチール缶、アルミ缶、ダンボールについては全市町村で分別収集が実施されているが、その他プラスチック等については分別未実施の市町村も存在する。

【令和4年度分別収集実績】

(単位:トン)

	令和3年度	令和4年度	増減	分別実施市町村数
無色ガラス	2,201.77	2,266.27	6.45	40
茶色ガラス	2,931.73	2,901.95	△29.78	40
その他ガラス	3,436.61	3,304.52	△132.09	40
ペットボトル	3,451.23	3,566.46	115.23	40
その他プラスチック	2,849.67	2,886.34	36.67	23
紙製容器包装	1,133.64	1,179.48	45.84	29
スチール缶	1,763.24	1,853.62	90.38	40
アルミ缶	1,967.41	1,968.73	1.32	40
紙パック	67.14	62.54	△4.60	35
ダンボール	5,779.29	5,872.64	93.35	40
合 計	25,581.73	25,862.55	280.82	—

(2) 家電リサイクルの推進

平成13年4月に「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」が施行され、家庭用エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫及び洗濯機・衣類乾燥機の家電4品目について、排出者には廃棄の際の収集運搬及びリサイクル料金の負担、小売業者には排出者からの引き取り及び製造業者等への引渡し、製造業者等には再商品化等がそれぞれ義務付けられた。県は、排出者となる県民に対して、法律の趣旨や仕組み、不法投棄防止に関する広報・啓発を行っている。

県内には、家電リサイクル法による指定引取場所が7ヶ所、リサイクル施設が1ヶ所設置されており、県内の指定引取場所における令和4年度の引取台数は約13万7千台であり、前年度と比較して約1.1%増加している。

一方、家電製品の不法投棄は後を絶たず、令和3年度の県内における不法投棄台数は642台となっている。

【県内の指定引取場所における引取台数】

(単位：台)

年度	エアコン	テレビ（ブラウン管式、液晶・プラズマ式）	電気冷蔵庫・ 冷凍庫	電気洗濯機・ 衣類乾燥機	合計
H30	11,246	37,103	34,963	35,327	118,639
R01	13,795	40,375	38,579	39,590	132,339
R02	15,256	43,765	38,875	39,401	137,297
R03	16,891	43,024	36,910	38,584	135,409
R04	17,541	45,473	38,386	35,533	136,933
累計	74,729	209,740	187,713	188,435	660,617

【県内における家電製品の不法投棄状況】

(単位：台)

年度	エアコン	ブラウン管式 テレビ	液晶・プラズ マ式テレビ	電気冷蔵庫・ 冷凍庫	電気洗濯機・ 衣類乾燥機	合計
H29	8	572	100	156	129	965
H30	10	496	89	141	105	841
R01	19	299	144	153	160	775
R02	7	263	105	127	81	583
R03	8	300	105	111	118	642
累計	52	1,930	543	688	593	3,806

(3) パソコンリサイクルの推進

「資源の有効な利用の促進に関する法律」（資源有効利用促進法）に基づき、事業所から排出されるパソコンについては平成13年4月から、家庭から排出されるパソコンについては平成15年10月から、それぞれメーカーによる自主回収・再資源化が行われている。

県は、メーカーによる自主回収・再資源化が円滑に行われるよう、パソコンリサイクル制度について市町村や県民に対し、広報・啓発を行っている。

(4) 自動車リサイクルの推進

「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」に基づき、平成17年1月から自動車のリサイクルが本格的に実施されている。

同法に基づき、自動車メーカー・輸入業者は、シュレッダーダスト及びエアバッグ類のリサイクル、カーエアコンのフロン類の破壊を行うが、こうしたリサイクルに必要な料金は、自動車の所有者が、原則として新車購入時又は継続検査時に負担することとなっている。

自動車のリサイクルに関わる事業者として、使用済自動車を所有者から引き取る「引取業者」及びフロン類の回収を行う「フロン類回収業者」については県等への登録が、使用済自動車から部品を取る「解体業者」及び解体後の自動車を破碎して金属等を回収する「破碎業者」については県等の許可がそれぞれ必要となることから、県では、関係事業者の登録・許可を円滑に進めるとともに、県民に対し、法律の趣旨や制度内容を周知するため、ホームページにおける情報提供などの広報・啓発を行っている。なお、中核市である青森市と八戸市の市内で業を行う者に係る登録・許可業務は、それぞれの市が実施している。

【登録・許可業者数】

区分	業者数
引取業の登録	186
フロン類回収業の登録	81
解体業の許可	37
破碎業の許可	4

(令和 5 年 1 月 1 日現在 青森市及び八戸市の登録・許可数を除く)

(5) 小型家電リサイクルの推進

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）」に基づき、平成 25 年 4 月から、デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型家電のリサイクルが行われている。

同法は、資源の有効利用と環境汚染の防止を目的とし、関係者が協力して自発的に回収方法やリサイクル実施方法を工夫しながら、各市町村の実情に合わせた形でリサイクルを実施するという促進型となっており、県内では平成 28 年度から、全市町村で小型家電の回収が行われている。

県は、小型家電の回収・再資源化が円滑に行われるよう、小型家電リサイクル制度について、県民に対し広報・啓発を行っている。

【県内の使用済小型電子機器等の回収実績】（単位：kg）

年 度	県合計
平成 29 年度	608, 921
平成 30 年度	714, 116
令和元年度	692, 969
令和 2 年度	626, 828
令和 3 年度	565, 418
累 計	3, 208, 252

10 災害廃棄物処理対策の推進【環境政策課】

(1) 災害廃棄物処理対策

市町村が行う災害対策物対策に対して技術的な援助を行うほか、平常時においても、市町村における災害廃棄物処理計画策定の支援、関係機関・関係団体と連携した災害廃棄物処理体制の構築、災害廃棄物処理の核となる人材の育成を進めている。

令和 4 年度は、8 月に津軽地方を中心に大雨被害があったことから、鰯ヶ沢町について、青森県産業資源循環協会に対する災害協定に基づいた支援依頼や、黒石地区清掃施設組合と災害廃棄物の広域処理の調整を行った。また、同町ほか 5 市町の災害等廃棄物処理事業費補助金申請の支援を行った。

人材育成については、市町村職員を対象に、初動対応を中心としたワークショップ型の研修を実施している。令和 5 年度も引き続き実施する。

(2) 青森県災害廃棄物処理計画

災害廃棄物が人の健康や生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることを踏まえ、災害廃棄物の適正処理の確保、円滑かつ迅速な処理の推進を図るため「青森県災害廃棄物処理計画」を平成30年3月に策定した。

令和4年度は、市町村の災害廃棄物処理計画策定促進に向けて、市町村職員を対象とする研修会を計3回開催した。令和5年3月末の策定数は19市町村（40市町村中）となっている。令和5年度も引き続き、相談会の開催等により市町村の計画策定を支援することとしている。